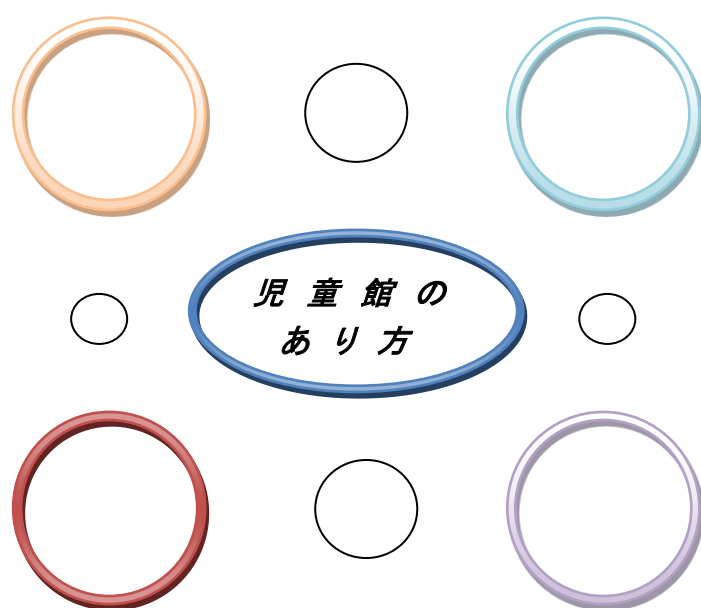


東久留米市立児童館の管理運営に関する ガイドライン



令和7年3月改訂

東久留米市

(はじめに)

本ガイドラインは、今後の本市の児童館を運営していく上で、指針となるもので、市民参加による検討の報告書を踏まえて、これからの目指すべき児童館機能のあり方を整理し、取りまとめたものである。

また、本ガイドラインは、各児童館の運営の多様性から、「最低基準」という位置付けではなく、児童館を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

なお、項目は、大・中・小項目に分けて説明しているが、実際の運用に当たっては、単一の個別項目で有効的になるものでなく、互いに有機的に結び合って効果が生ずるものである。従って、振り分けた項目は、内容が重複する 경우가多々あるので留意を要する。

また、本ガイドラインは変更事象等が生じ、改正を要する場合など必要の都度、修正加除するものとする。

改訂にあたって（平成２９年６月）

平成１８年度の開館に合わせて指定管理者制度を導入した「子どもセンターひばり」に引き続き、平成２３年度にけやき児童館と滝山児童館の２館に指定管理者制度を導入するにあたり、本市では、学識者や市民委員からのご意見等を踏まえ、平成１５年３月策定の「東久留米市立児童館機能のあり方等に関する報告書」及び平成２２年１０月策定の同報告書（その２）を受けて、平成２３年１月に「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」を取りまとめた。（平成２３年３月３１日付、国では「児童館ガイドライン」を策定）以降、このガイドラインに則り、適正に児童館の運営に努めてきたところであるが、現在、既存施設の老朽化や施設の課題解消に向けて、施設の集約化を図るため、平成３０年４月の開館を目指して新たな児童館を新設し、２つの児童館を機能移転する取り組みを進めており、また、平成２９年２月には「東久留米市立中央児童館の今後の運営方法について（方針）」が決定され、平成３１年１月から、中央児童館の運営に指定管理者制度を導入することが予定されている。ついては、全児童館が指定管理者の運営になることなどを踏まえ、「東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン」を改訂するものである。なお、改訂後のガイドラインは、「新たな児童館新設」、「中央児童館運営への指定管理者制度導入」に係る実施スケジュールに合わせて順次適用するものとする。

改訂にあたって（平成30年3月）

本市では、「旧くぬぎ児童館」と「滝山児童館」の児童館機能を集約し、平成30年4月1日に新たな児童館として「東久留米市立子どもセンターあおぞら」を開設する。また、「子どもセンターあおぞら」の開設に伴い、「滝山児童館」は平成30年3月31日で廃止となる。そのため、本ガイドラインを平成30年3月に改訂し、「子どもセンターあおぞら」の開設と「滝山児童館」の廃止に係る内容を反映させる。なお、平成30年3月改訂内容は、平成30年4月1日から適用する。

また、改訂後の本ガイドラインは、「中央児童館運営への指定管理者制度導入」に係る実施スケジュールに合わせて順次適用するものとする。

改訂にあたって（平成３０年１２月）

本市では、平成３１年１月１日より中央児童館の運営に指定管理者制度を導入し、市内４児童館全館が指定管理者の管理運営になる。

ついては、市内４児童館全館が指定管理者の運営になることなどを踏まえ、本ガイドラインを改訂するものである。なお、平成３０年１２月改訂の内容は、平成３１年１月１日から適用する。

改訂にあたって（令和２年５月）

本市では、平成３１年１月１日より中央児童館の運営に指定管理者制度を導入し、市内４児童館全館が指定管理者の管理運営になった。指定管理者の導入に伴う新たな取り組みを反映するとともに、平成３０年１０月１日に厚生労働省より発出された児童館ガイドラインの改正に伴う、国のガイドラインに合わせる文言の修正を踏まえた改訂を行うものである。なお、令和２年５月改訂の内容は、令和２年６月１日から適用する。

改訂にあたって（令和6年3月）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制のための体制強化等を行うため、令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）（以下、「改正児童福祉法」という。）」が成立し、市区町村は、令和6年4月より、こども家庭センターを設置することが努力義務となった。また、「改正児童福祉法」では、都道府県等が条例で定める児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないと改正された。

令和4年11月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」が公布され、児童館については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務付けられた（令和5年4月1日から1年間は努力義務、令和6年4月1日から義務化）。

本市においては、こうした一連の法改正を受け、令和6年4月に東久留米市こども家庭センターを設置することとした。また、令和6年4月より児童館において安全計画を策定することとした。

については、令和6年4月にこども家庭センターを設置すること、安全計画を策定することなどを踏まえ、本ガイドラインを改訂するものである。

なお、令和6年3月改訂の内容は、令和6年4月1日から適用する。

改訂にあたって（令和 7 年 3 月）

児童館は、こども・子育て支援及びこどもの健全育成の推進の役割を担っているところ、「こども基本法」（令和 4 年法律第 77 号）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。

これに伴う関係法令等の改正や近年の児童館を取り巻く動向、審議会（厚生労働省社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会、こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会・児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会）での議論等を踏まえて、国の児童館ガイドラインが改正されたため、本ガイドラインの改訂を行うものである。なお、令和 7 年 3 月改訂の内容は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

目 次

第1章 児童館の役割と機能(大項目)

- 1 児童館の特徴…………… (1)
 - (1) 多機能性 …………… (2)
 - (2) 拠点性 …………… (4)
 - (3) 地域性 …………… (4)

第2章 これからの児童館の目指すべき方向(中・小項目)

- 1 こどもにとって魅力ある児童館…………… (7)
 - 1－① 自然体験や社会体験の充実…………… (7)
 - 1－② 開館時間の延長…………… (7)
 - 1－③ 日曜日・祝日は開館する …………… (8)
- 2 こどもたちが育ち合う児童館…………… (9)
 - 2－① 発達段階に応じた支援…………… (9)
- 3 独自性のある児童館…………… (10)
 - 3－① 創意及び工夫のある行事・活動の展開 …………… (10)
- 4 どの子も共に過ごせる児童館…………… (10)
 - 4－① 障害のある子の受け入れと交流…………… (11)
 - 4－② 中高校生世代の受け入れ…………… (11)
 - 4－③ 乳児の居場所づくり…………… (12)
- 5 こどもが主人公の児童館…………… (12)
 - 5－① こどもが参画する児童館…………… (13)
- 6 地域・学校等が関わり合う児童館 …………… (13)
 - 6－① 学校との連携を深める…………… (13)
 - 6－② サポーター・バンクを設ける …………… (14)
 - 6－③ ネットワークを活用した子育ての情報提供・発信 …………… (14)

6－④	地域懇談会あるいは運営協議会の設置	(14)
7	効率的・効果的な管理運営	(15)
7－①	職員等の研修・人材育成	(15)
7－②	「きまり」は今までどおりとする	(16)
7－③	指定管理者制度の導入	(16)
8	子育て支援ネットワークのある児童館	(17)
8－①	子育て支援ネットワークづくり	(17)
8－②	福祉的機能の発揮(相談支援機能の充実強化)	(17)
8－③	こどもや親の相談対応に応じる	(18)
8－④	ソーシャルワーク的役割	(19)
9	地域コミュニティの核としての児童館	(19)
9－①	地域コミュニティの子育て支援の機能	(19)
	(1) 児童館の子育て支援機能の今後の展開について	(19)
	(2) ソフト面の子育て支援機能の展開	(20)
9－②	危機管理等の確保について	(20)
9－③	安全・安心できる居場所	(21)

資料1 東久留米市立児童館機能体系

第1章 児童館の役割と機能（大項目）

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に基づく児童厚生施設として、地域のこどもに健全な遊びを与え、こどもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される施設である。その運営にあたり児童館とは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法並びにこども基本法（令和4年法律第77号）の理念にのっとり、こどもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設であることを念頭に置かなければならない。それゆえ、児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるようこどもの育成に努めなければならない。

参考

児童福祉法第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

こども基本法第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

1 児童館の特徴

児童館は、18歳未満のすべてのこどもを対象にしているために、その時代のこどもを取り巻く環境に大きく影響を受け、適切な対応が求められる施設である。児童館の特徴は大別すると、次の3つの役割と機能を持ち合わせている。

(1) 多機能性

児童館は、社会情勢の変化を踏まえ、地域における多様なニーズを的確に把握し、柔軟かつ効果的に対応できる機能の調整、充実を図ることが大切である。こどもからは、地域での遊び等の活動の拠点としてのニーズ、保護者からは、子育て支援のための有効な社会資源の一つとしてのニーズ、中高校生世代にとっては、居場所づくり、グループの育成、社会奉仕等のボランティア活動の場としてのニーズがあり、利用者の幅と共に児童館の果たす機能も幅広い機能がある。

児童館の本来的機能は、以下の3つにまとめることができる。

ア こどもの育成

こどもに健全な遊びの場・機会を提供し、こどもの集団及び個別指導を行い、自主的・創造的体験を通して発達課題を達成し、こどもの全面的かつ調和的な発達を促す機能である。

イ 社会参加の促進

社会参加促進機能とは、地域組織活動の育成助長、指導者・ボランティアの育成、地域における児童健全育成上のニーズに応える活動を促進する機能である。ボランティア活動、地域社会を活動の場とする社会参加活動等の育成、推進を図る機能である。

ウ 子育てへの必要な支援

地域に密着した社会資源として、家庭・地域の子育てに関する多様なニーズ・課題に対応し、必要な支援を行う機能である。

児童館は児童福祉法に基づき、0歳～18歳未満のすべてのこどもを対象に、児童が権利の主体であることを実感しつつ、自主的に自由に遊び、安全・安心な居場所として、児童館の活用の促進や事業内容の充実を図り、様々な活動や取り組みを実施していく施設である。また、遊びの側面では、遊びがこどもの発達にとって非常に大きな価値があり、遊び自体や遊びの世代間伝承の中に、こどもの成長・発達を促進、増進させる重要な要素が含まれていると言われている。遊びを通してこどもの発達を保障し、遊びを通じてこどもが仲間関係や機能を発達させるところが児童館の遊びの特徴であり、本市の児童館は、こどもと遊ぶ事、よりよい関わりを長年重視している。こどもがのびのびと遊べる場を保障し、こどもの発達を保障する意義やこどもの生活を保障する意義が大切と考える。

しかし、近年、保護者と家庭、地域社会の生活、乳幼児自身の育ちなどが変化している。また、核家族化により地域のつながりも希薄化し、こどもの多様な活動の機会が減

少している。また、安全に遊べる場所の減少が生じているなど、こどもを取り巻く環境と育ちの変化に伴い、児童の健全育成を社会的に支援することや遊びを通じた人格発達の支援の必要性が重要になってきている。

このため、地域の子育て支援はもとより、中高校生世代の居場所づくり、虐待、気になる子、障害児、不登校への対応、社会的・文化的な困難や障壁（性別、国籍、社会的地位、経済的格差等）をもったこどもたちをインクルージョンの観点から支援していくこと等、多様なニーズへの対応が近年、児童館では重要になっている。また、特定の児童だけに特化しない児童館の特徴として、不特定多数の利用者や異年齢集団の関わり、本人の意思で来館する点等は、児童館職員（以下、「職員」という。）や地域の大人とこどもとの日常的、長期的な関わりを保障し、こどもの諸課題についての発生予防と早期発見につながると考えられる。

<多機能性の項目>

遊びを通しての健全育成の役割	安全・安心性	継続性・安定性
問題の予防と早期発見の観察力	地域との連携を図る機動性	異年齢を受入れる包容力等

（２）拠点性

平成２２年設置の「東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会」（以下、「平成２２年のあり方懇談会」という。）の報告書には、これからの児童館のあり方として、あらためて「人間づくりの場」と位置づけるとともに、「子育て支援の拠点となる児童館」をめざし、児童館の福祉的機能を強化する必要があると提言されている。児童館では、利用者のニーズを捉え、多機能性を活かして、地域の子育て支援の拠点となるために、以下の拠点性が重要となっている。

ア こどもの遊び場としての拠点性

イ 保護者への子育て支援としての拠点性

ウ ボランティアをはじめとする社会参加活動の育成・推進の拠点性

児童館の活動の主役は、来館するこどもたちであり、そのこどもたちの活動を支えるのが職員である。しかし、児童館において、こどもの発達及びニーズに効果的に対応するためには、職員だけでは限界もあり、地域における大人たちの参加、協力が必要である。いわば、地域ぐるみの活動を常に心がけていくことが求められる。また、児童館は、こどもにとっての居場所であり、地域でこどものことを考える人たちにとって活動の準備の場所でもある。さらに、地域社会を活動の場とする「社会参加活動の育成・推進」を図る拠点ともなり、ボランティア活動等を支える役割をもっている。従って、地域の子育て支援の拠点として、地域で子育てしていくことやあらゆる世代が子育てに関われるシステムづくりを確立して、多彩なプログラムを展開していかなければならない。「こどもの全体の発達を地域の中でどう見て行くか」、「地域の子育て力の強化」、「親育ち」、「地域の子育ての仲間づくり」等の課題に向けて、身近にあるこどものことを中心にした拠点施設である児童館が果たす役割は、今後、ますます大きくなると予想される。

（３）地域性

近年、地域における子育ての共同意識が希薄になっている中、児童館の機能を地域における総合的なこども支援の一環として捉え、児童館は、地域コミュニティの核としての機能も果たしていくことが重要になってきている。児童館は、こどもの育成を通して、地域住民と協働して活動する機会を数多く設けることで、「こどもを社会で育てる」環境をつくり出し、こどもの育成に関する地域住民の意識向上を図ることが可能である。これは、こどもたちが、多種多様な職業や年齢の人たちとふれあうことで価値観が広がり、児童館の活動を通じて、地域社会を活性化させるコミュニティを形成することにもつながっていく。

そのためには、地域に根ざした児童館が求められ、地域の子育て力と人材確保が必要になってくる。ボランティアがパートナーとして、児童館活動に主体的に参加することで、その意識が高まり、さらに保護者、地域の目が加わることで、「客観性」と「専門性」の両立が図られ、健全育成が見出されていくものと考えられる。「地域も子育ての当事者」という意識を持ち、地域の伝統や歴史を大切にする、地域ぐるみでこどもを育

てるという考え方が、こどもの「社会性」を育み、コミュニティの再生にもつながる。

児童館が総合的な子育て支援の視点を持つことにより、子育てに関わる社会資源（学校等の教育施設、児童相談所等の児童福祉施設、医療施設、住民組織、団体、高校生・大学生、高齢者、ボランティア）と協力的なネットワークを築いて、地域でのこどもの生活保障や地域社会の子育て力の向上を図ることが可能である。本市の児童館が長年大切にしてきた「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」や「地域に根ざした児童館活動」は、市民との協働の基盤を踏まえ、以下のような展開・発展につながっていくものである。

- ・ 子育て支援ネットワーク、地域コミュニティの拠点となる機能を果たす児童館
- ・ 総合的に子育てを支えていく機能・役割を担う児童館
- ・ 各地域の子育て支援ニーズに応える活動ができる児童館
- ・ 地域の人材・ボランティア育成、児童館の活動に対してネットワークを構築、活用して、地域密着型の活動を展開する児童館

ア 地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める

こどもの健やかな成長・発達を願い、自分の得意分野を地域のこどもの育成に協力したいという意思を持っている人たちが地域に存在しており、この力を児童館の運営に有効的に生かしていく方法を考えることが重要な要素となっている。児童館が地域の子育てに関わる多様な資源とつながることで、地域に開かれた子育てへの視点を獲得することができ、人々や地域資源をつなぐ橋渡しや結び目の一つとしての役割を果たすことが可能になってくる。職員は、スーパーバイザーの要素、コーディネーターの要素、ファシリテーターの要素、児童ソーシャルワーカー的な機能を発揮しながら、子育てに関する地域資源との連携を図ることになる。

子育て環境の改善に努めることは、職員の大切な職務であり、子育てに関するコミュニティワーク活動によって、子育てをしやすい地域づくりの一端を担う役割につながる。また、児童館の存在を地域に幅広く知ってもらうため、地域の子育てに関わる団体や組織の活動に参加することも重要なことである。

イ 地域住民のこどもの育成に関する理解を深める

近年、こどもの育成に様々な人が関心を持つことや協力しながら関わることを通じて、地域住民の理解を深める役割が児童館に必要である。また、児童館は、地域の子育て支援のネットワーク拠点として、地域住民のこどもの育成に関する理解を深めることが期待されている施設でもある。児童館への期待を深めるために、広報・宣伝活動や子育てに関する意識を育てる各種交流活動、地域の様々な会議、懇談会等に参加したり、主催したりする活動が必要である。

ウ 児童館の社会参加促進機能を発揮する（ボランティア育成）

児童館は、ボランティア活動、地域社会を活動の場とする社会参加活動等の育成、推進を図る機能を備えている。児童館においては、それらの社会参加活動のための場・機会を提供するプログラムを用意する必要があり、ボランティア活動の推進を図るため、拠点としての機能を発揮することが必要である。そのためには地域で活動する団体や組織の拡充と場の提供、活動内容の質的向上、活動効果を上げるためのアドバイス、専門技術面での援助、行事・イベントへの協力強化、地域で活動する団体や組織のリーダー養成など、協働しながら活動促進に向けて努めることが大切になってくる。

また、ボランティアとして多くの人たちを受入れ、共にこどもに接して行く場や雰囲気を作り出すことが重要であり、こどもにとって多彩で魅力的なプログラム活動を展開するためには、それぞれに特技を持った人々を発掘し、地域住民の一人として、参加できる開かれた児童館であるべきである。このように、こども自身が自分たちの遊び場を確保、維持して遊びを創って行く経験を過程に、次世代の児童館ボランティアを育ていくことを目指すべきである。

第2章 これからの児童館の目指すべき方向（中・小項目）

1 こどもにとって魅力ある児童館

児童館は、自分の意思で来館する場、誰もが自由に遊べる場であり、親から強制的に行かされる場所でも、行くことが義務付けられている場所でもない。従って、来館者が受ける児童館の最初の印象がとても大切であり、職員は、こどもと向き合う一場面一場面が重要になる。また、利用対象が乳幼児とその保護者・小学生・中高校生世代と幅広いため、「不特定多数の来館者」があることと「異年齢集団での関わり」が児童館の特徴の一つである。

こどもたちが児童館に集まる大きな理由は、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなど人との関わりを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、職員との関わりなどを通じて、権利の主体であることを実感し、自主性、社会性、創造性などを育んでいく。そのため、職員が利用者にとって魅力的な存在であることが第一の条件である。職員は、「こどもと一緒に遊ぶこと」、「利用者に寄り添った姿勢」、「こどもの視点に立つこと」、「日常の自由来館の受け入れを重視すること」、「来館者一人ひとりを丁寧に受け入れること」が必要とされる。こどもたちや保護者が楽しく過ごせるように、児童館が親しみやすい雰囲気であることが大切であり、行事だけでなく、日常の児童館が楽しいことが基本である。今日の遊びを明日につなげ、「また明日もやろうね」と声をかける。遊びを繰り返し、継続性を持たせることが大切である。

本市の児童館が今まで一番大切にしてきた健全育成の理念は、日々の利用を通じ信頼を積み上げて、「こどもと一緒に遊ぶこと」、「こどもたちとの関わり」を重視してきたことである。

1-① 自然体験や社会体験の充実

こどもは、館外活動を通して、知的な適応能力を高め、情操を豊かにして、人格形成に必要なものを構築することができる。こどもが職員以外の地域の大人（ボランティアやサポーター）と接しながら、自然体験や社会体験に参加することで社会性も育むことができる。現在、自然体験や社会体験は、ボランティアの協力を得て、子どもまつり、遠足、幼児のつどいの遠足、幼児のいもほり、落合川での川あそび、特別養護老人ホームへの見学とボランティア活動、地場野菜の収穫、地域センターまつりなど、各館が野外活動等を実施している。

1-② 開館時間の延長

平成13年設置の「東久留米市立児童館機能のあり方等に関する市民懇談会」の報告書のアンケート集計結果概要、各館のアンケート調査結果からも、小学生の開館時間を午後6時までにして欲しいという要望がある。午後6時までの開館時間は、学校の帰りが遅い現状から見ると、こどもにとって魅力的である。一方、冬場の午後6時までの開館が小学

生にとって、安全性に欠けるという意見や夏場の児童の体力や安全面に関する心配もあり、児童に対しての安全・安心と開館時間の延長のニーズとのバランスが課題である。また、午後５時以降を中高校生世代の居場所づくりとしているため、他の利用者に気兼ねなく、中高校生世代だけで自由に過ごせる時間と場所の確保が大切となっている。

平成３１年１月時点、小学生の利用時間は、午後５時まで、子どもセンターひばりでは、夏休み期間中だけ運用上、午後６時までとしている。

平成３１年１月時点の各児童館の開館時間については、以下の通りである。

開館時間と休館日（平成３１年１月時点）

児童館名	開館時間	休館日
けやき児童館	【乳幼児と保護者・小学生】 午前９時～午後５時 【中高生世代】 午前９時～午後７時（通常利用） 日曜・祝日：午前９時～午後６時	館内整理日 年末年始
中央児童館 子どもセンターひばり 子どもセンターあおぞら	【乳幼児と保護者・小学生】 午前９時～午後５時 【中高生世代】 午前９時～午後７時３０分（通常利用） 午後７時３０分～午後９時（要申請） 日曜・祝日：午前９時～午後６時	館内整理日 年末年始

１－③ 日曜日・祝日は開館する

日曜・祝日開館は、利用者のニーズに合った形で、魅力的な館の運営に繋がっていると言える。また、家族での利用や父親との利用が増加し、平日とは違った遊びの雰囲気が味わえることも大切である。平成３１年１月に全児童館が指定管理者の運営となり、日曜日・祝日開館、時間延長により、サービスが拡充されるため、利用者にとっての効果が見込まれる。

2 こどもたちが育ち合う児童館

遊びは、こどもたちにとって「思考の最初の学校」であり、他のどの教育分野もできないような柔軟性、弾力性、創造的能力をこどもたちに教える。こどもが成長するには、「時間」、「空間」及び「人間（人との関わり）」の「3つの間」が必要だと言われ、自分にとって魅力的な遊びを繰り返すことで、問題解決能力を育て、次々と意欲的に遊びの内容を広げて行くことが可能である。遊びは、こどもの人格形成の発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、こどもは、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持ち、独自性・自主性・社会性を身につけていくことになる。

児童館には、不特定多数、異年齢、様々な思いを持ったこどもが来館し、こども同士が関わりを持つ中で、影響し合って成長する環境がある。職員は、こどもの要望や思いを尊重しながら、場面や状況に応じて「個人的」あるいは「集団的」に指導し、こどもが自身で喜びや感動を見つけ出すためのサポートをすることが大切である。

2-① 発達段階に応じた支援

児童館活動においては、こどもの発達段階に相応しい経験ができるような配慮と計画性が必要である。また、異年齢で過ごす、縦の繋がりから発する時間は、児童を成長させる児童館の特徴の一つである。従って、こどもには、文化的・芸術的な活動、体力増進的活動、集団的经验、野外での自然体験等の活動を通して、感性を豊かにして、心に残る楽しい遊びをするなどたくさんの経験の機会を与えることが重要である。

児童館活動には、以下の要素に配慮した活動が大切である。

- ① 成長・発達段階に応じたカリキュラムの作成・実施。
- ② 異年齢児の交流。
- ③ 集団が社会性を養うための場になること。
- ④ こどもと長期的・継続的に関わり、遊びを通してこどもの発達の増進を図ること。
- ⑤ 遊びを通してこどもを育成すること。

こどもは遊びによって生活の中で肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会的能力を増進させる。

- ⑥ こども自らの意思や興味で集まれる空間、場所、施設であること。
- ⑦ 遊びに充実感を持って活動している、行動モデルになるよい大人がそこにいること。
- ⑧ 受容的・親和的・家庭的な生活空間、実践が展開されている児童館であること。
- ⑨ 地域の中高校生世代やお年寄りを含む異年齢の人間が集う場所であること。
- ⑩ 日々の集いや実践、発表の場が周期的に開催されていること。
- ⑪ 性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うこと。

3 独自性のある児童館

児童館の独自性は、児童館の特徴である「多機能性」、「拠点性」及び「地域性」と密接に連動しており、「施設の立地条件等の違い」、「活動の過程の中で熟成されて行くソフト」、「地域の方と一緒に作り上げて行く関わり」、「利用者の地域性」等の様々な要因が児童館運営の歴史の中で刻まれ、作り上げられている。同じ行事を各児童館で比較しても、各館がそれぞれ工夫している点や独自のやり方があり、画一的にならない点が児童館の魅力の一つでもある。

こどもは、児童館でなければやれないこと、児童館の特徴を活かした活動、地域に密着した行事に参加しながら、地域コミュニティの核として、多くの人たちに支えられる児童館に接することで、こどもの人格形成の発達を促す上で、豊かな時間を過ごしている。職員は、中長期的な展望に立った計画的で継続的な活動を実施し、安定した児童館運営をすることで、乳幼児から中高校生世代までのこどもの成長過程を長い目で見守ることが必要である。

3-① 創意及び工夫のある行事・活動の展開

児童館の創立年数は異なるものの、児童館としての熟成度は、積み重ねられている。各館が地域性を踏まえ、保護者の要望、こどものニーズを捉え、ソフトの充実と共に地域の人材確保と連携に努力をして多様な活動を展開している。「独自性の発揮」、「魅力ある児童館にする」、「行事・活動内容・ソフト面」の提言の観点から見ても、充実されつつある。児童館の運営に関しては、児童館の独自性を発揮する経営を目指し、今後も創意工夫とサポーターの人材確保を発展させながら展開させていく必要がある。

4 どの子ども共に過ごせる児童館

児童館は、こどものための施設として、「誰でも受け入れる姿勢を大切に」、「こどもや保護者のありのままの姿を受け止めること」が職員の基本姿勢である。こどもがいつ来ても、いつも同じように児童館で受け止めること、来館者一人ひとりを丁寧に受入れることが「ノーマライゼーション」の考え方を育てる第一歩である。職員として、全てのこどもが児童館を利用し、いつでも行事に参加できる工夫や公平性、平等を意識してサービスや支援が適切に行われるよう意識すべきである。また、個別的支援・指導のあり方について難しい課題がある時は、職員会議等での協議、関連部署との連携を図ることが大切である。児童館を利用するこどもの中には、障害や発達に個人差があるこどもがいるため、職員は、これらのこどもに対して、成長・発達が支援されるように配慮する必要がある。

職員の指導の留意点として、「指導が性急にならないこと」、「こどもへの注意の仕方を研究すること」、「注意してから効果が出るまでの時間の認識」、「こどもの小さな変化を喜ぶ姿勢」及び「アンガーマネジメント（感情のコントロール）」等があげられる。また、職員は、国や都の指針等を踏まえ、職員としての適切な対応を随時行う必要がある。

4-① 障害のある子の受け入れと交流

障害児が来館するパターンは、①施設の職員が同伴して来館する場合、②保護者やその代わりになるサポーターと一緒に来館する場合、③障害児一人で来館する場合（場合によっては、保護者との相談が必要）の3つにまとめることができる。児童館は、「ノーマライゼーション」の考え方を基本に、全てのこどもがいつでも利用できる雰囲気が大切である。職員は、障害児を遊び場において、一般児童と切り離すことのないよう配慮が必要であり、障害のある子との交流をより自然な流れで深められるように、専門家や関係部署、団体との連携を強化することが重要である。職員も障害の程度や内容に応じて、適切な対応ができるよう、「障害児の支援施設」「東久留米市立わかき学園」「特別支援学級の先生・専門職員」と連携を図り、アドバイスを得ながら、障害児への理解を深め、並行して研修の受講も実施していくことが重要である。

ボーダーラインのこども、気になるこども、発達障害のあるこどもが児童館を利用する際、職員としての適切な対応方法が必要である。現実的には、職員の個別対応が求められる時間が多くなり、安全を確保する人員が必要になるため、職員のチームプレーや連携力を強化する努力と共に、館全体の安全を確保するなど利用者の現状にあった検討をしていく必要がある。

4-② 中高校生世代の受け入れ

現在、各児童館で中高校生世代の居場所づくりを展開している。中高校生世代の利用には、①やりたいことが明確で目的を持って来館することも、②職員を話し相手として求め、自分の悩みや話を聞いてもらうための相談や話す居場所として来館することの2つのパターンがある。中高校生世代は、自己を形成して行く時期で社会的自立への準備期間でもある。多様な人々と出会い、様々なことに挑戦することや社会参加の経験を持つこと、仲間や大人に認められる機会があること等が自立への土台となる。そのような観点から、中高校生世代が地域社会の中で様々な人と関わり、活動することの意義は大きいものがある。

青少年の育ちの過程として、居場所づくりとボランティア活動を有機的に結びつけ、一つのプログラムとして行うことは、児童館における中高生健全育成事業を推進する上で、有効な方法といえる。職員は、青少年にとっての地域活動の意義を認識して、地域に根ざした施設として、地域と中高校生世代をつないでいくことや児童館の専門性と特性を活かして、中高校生世代が地域に積極的に参加できる活動やプログラムを提供していくことが重要である。また、児童館の日常性と連続性を居場所として発揮できるように職員の意図的な働きが大切で、中高校生世代に自発性を促進させるためのファシリテーター、促進者、世話人の役割に留意する必要がある。職員は、「アンガーマネージメント（感情のコントロール）」を意識し、感情的な指導やただ怒るだけの行為ではなく適切な指導方法を身に付ける必要があり、特に中高校生世代の対応については、職員の資質が重要となっている。

4-③ 乳児の居場所づくり

0歳から3歳までの育て方や環境がその子の人格形成に大きな影響を与えているといわれている。環境と育ちが変化している時代だからこそ、人間形成の基盤が培われる重要な時期に、「人との関わり合いの大切さ」や「遊びを通しての豊富な経験」が必要であり、ここに児童館の担う役割が存在する。

子どもセンターひばりの開館を機に、各館の利用対象を0歳児に拡充し、助産師、ボランティアの協力を受けながら、0歳児と保護者の居場所づくりに取り組んでいる。今後、乳児の利用に関しては、①乳児に適した環境の整備や備品の充実、②館内の幼児との棲み分け、③成長・発達段階に応じた、よりきめ細かなソフトの取り組みを行わなければならない。また、乳幼児と保護者に関して支援をする際に、職員として、職員研修の充実、地域の人材活用、情報収集と提供、実践的な課題の研究やスキルアップが必要である。

5 こどもが主人公の児童館

こどもが主人公の児童館であるためには、学校や家庭とも違う、「リラックスできて、ほっとできる居場所」、「自分らしくいられる場所」、「ありのままの自分が認められる場所」、「自己肯定感を持てる場所」でなければならない。児童館は、「人間づくりの場、希望と未来を開く場」として、こどもの社会性や人格形成を育むためにも、意思表示を保障しなければならない施設である。健全育成の概念は、すべてのこどもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てることだと言われている。

児童館活動は、児童福祉法第40条に基づき、児童健全育成について以下の5項目に留意して運営している。

- ① 身体を健康を増進する
- ② 心の健康を増進する
- ③ 知的な適応能力を高める
- ④ 社会的な適応能力を高める
- ⑤ 情操を豊かにする

職員は、自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。また、様々な活動の中で「こどもの何をどう育てようとしているか」の意識が大切である。工作室の運営を例に挙げると、①職員は、児童のありのままの作品を認めること、②ほめて次の制作意欲を引き出すこと、③学年や男女の区別をせずに、より個性が発揮される工作の設定、④作品が画一的にならないよう企画や準備段階での工夫、⑤こども一人ひとりの自らの選択、判断を尊重して、創意工夫して制作出来る環境を整える事が必要になる。

5-① こどもが参画する児童館

職員は、こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けなければならない。また、保護者とこどもがともに、こどもの権利について学ぶことができるように努めなければならない。そのため、日々のこどもとの関わりを通して、利用者一人ひとりから、話、やりたいこと、意見等を、職員として適切な態度で、丁寧に受け止めなければならない。こどもの意見は、論理的に整理されたものだけでなく、必ずしも言語化できていない気持ちや考えを含むものと考えられる。そのため、職員は、こどもの発達段階に応じて、丁寧に意見形成への支援を行うことや、意見聴取を工夫して行い、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見反映に努めなければならない。行事の運営に関しては、準備会や実行委員会の場合がこども個々の意見を集約する場になっている。

児童館では、「子ども会議」で意見を集約し、日常の利用を通してこどもや利用者の要望、規則、児童館行事の企画について話を聞いている。中高校生世代の会議では、行事、館内のルール、マナー等について利用者の立場で意見交換をしている。また、利用者へのアンケート調査を実施して、児童館に対する意見を集約している。

平成22年度のあり方懇談会の報告書に、「子ども総会（子ども会議）の開催」や「意見箱の設置」について提言がされている。日常の職員との関わりの中で、こどもの要望や意見等を集約することは、非常に大切なことであり、こどもの意思表明を保障することにもつながるものである。

6 地域・学校等が関わり合う児童館

児童館は、児童の日常生活圏である小地域をサービス・エリアとし、児童の健全育成に関する各種活動の拠点として、「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」を築いていくもので、本市においては、こども、保護者、学校、地域の人たち、ボランティア、児童館の利用者との関わりや繋がりを開館以来ずっと大切にしてきた経過がある。

本市の児童館の基本理念の一つとして、「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」や「地域に根ざした児童館」があげられる。「こどもを地域の人みんなで守り育てて行こう」とする姿勢から、地域の人たちと共に、日々の積み重ねによって作り上げた信頼関係は、児童館の職員集団やチームワークを中心に「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」を築いている。また、地域ボランティアの構築に関しては、ボランティアが受身ではなく、児童館で自分の役割を認識できるように、ボランティアとして参加しながら、一緒に育ち合っていく関係を大切にしている。素晴らしいボランティアグループに支えられていることは、本市の児童館の大きな魅力の1つである。

6-① 学校との連携を深める

利用者のこどもについて、児童館だけでは、解決できない課題が多くなる傾向にあり、

課題の内容も複雑多岐に亘っている。関係部署との連携を始め、今後、ますます学校との連携が必要になってきている。課題解決するために連携するためには、日常的に学校と連携がとれる関係にしておくことが重要である。現在、学校との関わりとしては、年度初めの挨拶、「児童館のおたより」の配布、各児童館で開催する地域懇談会、4者協議会（児童委員・児童相談所・学校・こども家庭センター等の関係機関による地区連絡協議会）、要保護児童対策地域協議会、ケース会議、移動児童館、児童の居場所づくり事業などでの協力を通して連携している。また、こども家庭センター、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員との協力関係を得て、学校とのスムーズな連携強化を図っている。

6－② サポーター・バンクを設ける

利用者にとって魅力ある児童館にするために、各館の行事や活動において地域の人たちの協力や支援はなくてはならないものである。現状では、「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」を大切にしながら、各児童館がそれぞれボランティアの登録を行っており、これからの児童館活動で新たな分野の開拓をして、人材とソフトの充実を図っていくことが必要である。国の児童館ガイドラインに児童館の職場倫理の記載があり、職員の倫理規範の遵守がボランティアにも求められている。

6－③ ネットワークを活用した子育ての情報提供・発信

「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」あるいは「地域ボランティア・団体とのネットワークの構築」として、地域の人たち等が児童館での自分の役割を認識できるように、ボランティアとして参加しながら、一緒に育ち合っていく関係が大切である。本市の児童館は、様々なボランティアに支えられており、大きな魅力である。今後とも児童館の行事に関して、多くのボランティアの人たちや団体の専門分野との協力体制づくりを推進していく必要がある。また、関係機関等との連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努めることで、児童館のネットワークは、気になるこどもへの対応が迅速になり、関連機関への情報提供がスムーズになるなど効果も大きい。また、児童館運営の事業を豊かにし、児童館側が利用者に対して情報を発信することにもつながり、特に乳幼児の保護者間のネットワークづくりや中高校生世代の居場所づくりなど、運営面の活性化に大きな影響がある。

6－④ 地域懇談会あるいは運営協議会の設置

地域懇談会については、よりよい児童館を目指すために、利用者や地域の人たちから幅広い意見を聞く意見交換の場として定着している。このように地域の人たちの参加を得て、より適切なこどものニーズに応えていくためには、地域の大人の理解と協力が不可欠であり、関係機関や団体、ボランティア等との連携を図る中で、児童館の適切な運営を図るには、地域のサポートが必要であり、当市では、地域懇談会が運営協議会の役目を果たして

いる。

地域懇談会において、児童館活動の充実を図るため、こどもも参加できるよう開催時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなど配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努める必要がある。

地域懇談会は、児童館の課題や地域の子育て支援について話し合いをし、地域の課題への取り組みに結び付け、各館の人材を有効活用することで、児童館の運営をサポートしている。地域懇談会を充実させる事で、第三者評価の機能等を併せ持つことが可能になってくる。児童館は、運営内容について利用者や地域住民等の意見を取り入れながら自己評価を行い、その結果を公表するよう努めるほか、こどもだけで利用できる施設である特性を鑑みて、客観的な視点からの評価を受けることに努めることが期待されている。また、評価を受けた場合には、その結果を公表することにより、サービスの質の向上につなげることや、運営の透明性の確保という第三者評価の目的が達成されると考えられている。

また、地域懇談会あるいは運営協議会の構成メンバーには、実際に地域でこどもの健全育成に携わっている人たちを加え、地域資源をつなぎ、地域の子育て力を高め、児童の健全育成に貢献していく役割を担う必要がある。

7 効率的・効果的な管理運営

本市の財政状況が厳しい状況にあって、行財政改革が推し進められている中、施設の効率的・効果的な管理運営が重要である。民間事業者のノウハウの活用や柔軟な発想などにより、利用者・市民の立場に立ったサービスの提供や、利用者の多様なニーズに柔軟に対応しながら施設の効率的・効果的な管理運営を推進して、平成31年1月より4児童館が指定管理者による管理運営となっている。また、研修、人材育成を通じ職員としての質をレベルアップさせることも重要である。

7-①職員等の研修・人材育成

児童館では、こどもの権利に関する理解、こどもの様子、家庭環境の変化、多様化する利用者のニーズ、職員の異動等を含め、今後ますます、職員の人材育成と業務内容の伝達が重要になる。従って、児童館の職員育成のレベル向上のために、定期的な研修の実施と職員間で育ち合う環境が必要である。

児童館業務の継続性を鑑み、職員間で業務内容を共有及び継承しながら、今後とも、職員の質の向上のため、研修や人材育成に力を入れて行く必要がある。また、これまで実施してきた合同行事（幼児のつどい運動会、市民綱引き大会、観劇会、移動児童館）については、時代の変化や利用者のニーズに対応することが必要である。児童館は、地域住民、ボランティア等と連携しながら運営及び行事を実施しているため、これらの関係者間においても一定の理解が必要になる。国の児童館ガイドラインに児童館の職場倫理の記載があり、職員の倫理規範の遵守がボランティアにも求められるほか、職員の倫理規範を明文化

し、利用者にも公開することが求められる。

7-②「きまり」は今までどおりとする

来館するこどもの家庭環境の違いに配慮しながら、「マナーを身に付ける」ことも大切である。児童館の基本的なルールに関して、大きな変化はないが、各児童館での乳幼児の居場所づくりの推進、開館時間の延長、日曜祝日開館、中高校生世代の居場所づくりなど、利用者の立場に立ったサービス提供や新たな活動に準じたルールやきまりの変更を一部行っている。

子どもセンターひばり及び子どもセンターあおぞらでは、館内の自動販売機で飲料水の購入が可能である。中央児童館についても、平成31年1月から購入が可能となっている。また、各館で乳幼児と保護者向けにランチタイムを実施しており、平成28年8月に中央児童館で小学生、中高生世代を対象としたランチタイムを試行し、平成29年以降は、全児童館でのランチタイムの実施をしている。利用者の新たなニーズの把握とそれに付随するきまりやルールの設定をするためには、これまでの各児童館での活動を分析し、地域懇談会やこども会議からの意見、アンケート調査の結果を有効に活用していくことが大切である。児童館のきまりは、①安全性、②健全育成と公平・平等性、③利用者のニーズ、④児童館の独自性、⑤効果等を総合的な観点から考慮しなければならない。

児童館のルールやきまりを通して、利用者が社会性や協調性、ルールを守る主体的な気持ちを身に付けることは、児童館の重要な役割の1つである。現在、各児童館ともお金、貴重品等大切なもの、カード、ゲーム等の持込み及び飲食（ただし、ランチタイム実施時は除く。）についても原則として禁止している。午後5時以降の中高校生世代の利用時間帯については、子どもセンターあおぞら、子どもセンターひばりと中央児童館では、飲食が認められている（飲食の場所、時間は、各児童館のルールに準じる）。このため、中高校生世代に対しては、午後5時までの利用者（小学生・乳幼児）に対する配慮が求められている。児童館での携帯電話、スマートフォンの利用方法については、各館で利用出来る場所を限定し、利用者にマナーを促している。近年スマートフォン等が多機能になっているため利用方法についても今後検討しなければならない。

7-③ 指定管理者制度の導入

平成18年度に子どもセンターひばり、平成23年度には滝山児童館（平成30年3月31日に廃止）とけやき児童館に指定管理者制度を導入し、公立直営では限界のある運営や活動、新たなサービスの展開がされており、日曜祝日開館、中高校生世代の居場所づくり、開館時間延長等のサービスに向けての多くの効果が得られている。また、平成30年4月に開設した子どもセンターあおぞらも指定管理者による運営であり、平成31年1月からは中央児童館の運営にも指定管理者制度が導入され市内の全児童館が指定管理者による運営となっている。

中央児童館においては、国のガイドラインで求められている、乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を令和元年度から行うなど、指定管理者による新たな取り組みが行われている。

こうした状況を踏まえ、市民・指定管理者・市の3者の連携をさらに推進し、利用者のニーズや社会情勢に応じた児童館運営を行っていき、次世代を担うこどもの健やかな成長を支援し、乳幼児から中学・高校生世代まで幅広く利用できる施設として取り組んでいく必要がある。

8 子育て支援ネットワークのある児童館

子育て支援の総合的な施策を図る上で、関係機関や関連部署との連携は不可欠である。児童の課題については、児童館だけで解決できる課題は少なく、限界もある。職員として持ち合わせていない他分野の専門家の知識が必要な時がある。職員の役割は、利用者の相談内容を把握して、専門機関につなげることである。現在、児童館のネットワークには、こども家庭センター、児童相談所、保育園、私立幼稚園、小・中学校、民生委員・児童委員などがある。会議としては、要保護児童対策地域協議会などへ参加し、課題解決に向けて意見交換や情報を提供している。要保護児童対策地域協議会を中心に子育て支援のネットワークを充実させ、今後とも一層の連携をとっていく必要がある。こどもの権利の侵害、発達相談、虐待、非行、いじめ、不登校、気になる子等に関しては、こども家庭センターに報告し協議することが大切である。

8-① 子育て支援ネットワークづくり

本市の児童館は、開設以来の長い経過の中で、地域の人との関わりを大切にしながら、「地域の人たちと一緒につくる児童館」を目指してきた歴史がある。現在、児童館に関連した人材のネットワーク作りを構築して、地域の大人や若者との関わり、ボランティアの登録、子育て施策などに取り組んでいる状況にある。関連部署との関わりでは、こども家庭センターとのつながりが重要であり、気になるこどもへの対応が迅速になり、こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見、こどもの保護、保護者や関連機関への情報提供がスムーズになるなどの効果を得ている。

8-② 福祉的機能の発揮（相談支援機能の充実強化）

近年、家庭環境、保護者の考え方、こどもの様子、こどもを取り巻く環境が大きく変化してきており、児童館は、現在、「福祉的機能」を発揮することが必要である。児童館には、いじめ、不登校、気になる子、障害児への対応、虐待、外国人の方が児童館を利用する際の対応、家庭の課題等の深刻な児童の課題の早期発見の場として支援することが大切である。いずれも児童館だけでは解決できる課題ではないため、関係機関や関連部署と連携を図り、こどもが自立できるように見守り支援を行っている。職員は、利用者が抱える「家

庭環境の課題や悩み」、「こども自らの力では解決できない困難なこと」を今後も数多く直面することが予測される。大切なことは、「職員の気づきのセンス」だと言われている。職員の資質として、「こどもの心身の状態や変化に気付く観察力」、「職員間の報告・連絡・相談の徹底」が大切である。児童館は、こどもが抱える可能性のある課題を発生予防し、被虐待児童等の早期発見と専門機関との連携ある対応が必要である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。課題を抱えた利用者が児童館に来館した時、支援が必要かどうか、適切なサポートはどうあるべきか、専門機関と連携して情報を提供する上で、日常の遊びやこどもとの丁寧な関わりを通して状況を把握し、情報を数多く入手しておくことが重要である。

これからの児童館は、以下2つの視点から福祉的機能の発揮が必要とされている。

① こどもの安定した日常生活の支援をすること

児童館は、こどもの人間関係や家庭、地域における生活状況が見えてくる所でもあり、こどもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境の調整を関係機関と図ることにより、こどもの安定した日常生活を見守り支援して行くことが重要になってきている。

② 児童虐待等の福祉的課題に対応すること

児童館は、長期間にわたってこどもの成長・発達に継続的に関わりを持つことができる児童厚生施設である。こどもの生命の安全と情緒の安定に資する居場所にもなっており、こどもの友達関係や家庭環境などについての調整を含め、こどもの生活を援助する機能が大切である。このようなことから、不登校、いじめ、非行等こどもが抱える可能性のある課題の発生を予防し、児童虐待等の福祉的課題を早期に発見して、専門機関との連携を含めて対応を図ることが必要である。

8-③ こどもや親の相談対応に応じる

こどもの相談業務をはじめとする福祉的課題に対応するために、職員は、こどもとの遊びや保護者との関わりを通し、日常の児童館利用の中で、話しやすい環境を整えることが大切である。また、こどもや保護者の気持ちを受け止め、話を丁寧に聞かなければならない。職員の資質として、「ありのままの姿を受け入れる姿勢や態度」、「気づきのセンス」、「守秘義務」が重要である。このため、日常の行事や、保護者向けの講習・講演会などを通して、職員と保護者との関わりの幅を広げていく必要がある。職員は、相談業務の専門家ではないため、相談の内容に応じて、子育て支援のネットワークを活用し、こども家庭センター、健康課、スクールソーシャルワーカー等の専門機関へつなげる橋渡しをすることにも注意を払わなければならない。

8-④ ソーシャルワーク的役割

児童館は、利用者にとって親しみやすい雰囲気であることが大切であり、職員は保護者にとってよき話し相手や相談相手であり、ソーシャルワーク的な役割を果たすことが必要である。児童館での保護者や児童の相談は、職員との信頼関係の延長上にあり、個人情報に関しては、虐待通報義務に係る場合を除き守秘義務が課せられる。相談の看板を大きく掲げるのではなく、日常の些細な質問や悩みを聞く間口を広げ、児童館らしいソーシャルワーク的な役割に努め、専門機関につなぐ役割が重要である。

9 地域コミュニティの核としての児童館

現在、地域における子育ての共同意識が希薄になっている中、こどもを取り巻く環境の変化、多様化する児童に関する課題の解決のために、地域コミュニティの核としての機能を果たして行くことが大切である。

9-① 地域コミュニティの子育て支援の機能

(1) 児童館の子育て支援機能の今後の展開について

児童館は、こどもの育成を通して、地域住民と協働して活動する機会をたくさん設けることで、「こどもを社会で育てる」環境をつくり出し、こどもの育成に関する地域住民の意識向上を図ることができる。地域資源のネットワーク化を進め、子育て支援と健全育成の地域社会づくりを進める役割が児童館の今後の機能である。

児童館は、拠点性や地域性を中心に活動できる施設である。児童館を拠点にしたこどもの子育て支援を行う上で、その利点を最大限に活かし、地域の人たちとの関わり、学校や保育園、地域にある既存の施設との連携や社会資源のコーディネートが欠かせない。学校や地域だけでは、解決しない課題がある中、地域の中で児童館の役割を深く掘り下げ、これからの児童館に求められるものを構築していく必要がある。

一方で、本市の児童館については、児童館配置の偏在解消という課題がある中、平成29年3月に策定された「公共施設等総合管理計画」における施設の管理に関する基本的な方針として、児童館機能などの子育て支援機能については、施設の集約化や、他の既存施設を利用したソフト事業を進める中、将来的には子育て支援機能のニーズを踏まえ、他の既存施設の更新に併せた複合化などについて検討していく方向性が示されている。ついては、公共施設の整備等に係る検討を行う際には、子育て支援機能の視点を持ちながら取り組みを進めるとともに、北部地域の子育て支援機能については、ソフト面の機能の充実を図りながら、機能の補完をしていくことが重要であり、既存施設を活用した子育て支援機能の展開を図る必要がある。

また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）において、インターネットの普及や通信技術の進歩によって、SNS（ソーシャル・ネットワー

キング・サービス）等の空間も居場所となり、特別なニーズを持つ子どもや地域性を忌避する傾向のある子ども等にとって、初めの一歩としてつながりやすいとしている。子どもの多様なニーズに応えるため、既存施設の活用だけでなく、今後、オンラインやSNSを活用した相談や交流等の新たな居場所づくりについて国や都の動きを注視していく必要がある。

（２） ソフト面の子育て支援機能の展開

市において北部地域の子育て支援機能として「移動児童館」、「なかよし広場事業」及び「児童の居場所づくり事業」を展開している。「移動児童館」は、多様なニーズに対応した子どもの居場所づくりとして、平成14年度から開催しており、学校等の既存施設を活用し、体を動かす遊びや工作、室内遊び等を内容としている。また、「なかよし広場事業」は、小学校就学前の児童とその保護者が集まり、交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報提供や相談などを目的としている。「児童の居場所づくり事業」は、健全な遊びの提供や遊びを通じた安心、安全な居場所の確保を目的として実施している。これらの事業展開にあたっては、利用状況や利用者の意見等も踏まえながら、適切な運営に取り組んでいく必要がある。

平成30年11月に「北部地域の子育て支援機能のソフト面（移動児童館事業・なかよし広場事業・児童の居場所づくり事業）の振り返りについて」において示された、ソフト面について集約化・重点化することで、効率的かつ効果的な事業の実施を進めていくという、方向性を踏まえながら、検討していく。

また、本市では平成28年11月に産・官・学による包括連携協定が締結されたところである。平成30年4月開設の子どもセンターあおぞらでは、本包括連携協定による次世代を担う子どもたちの育成事業～健やかな子どもたちの育成に向けた学びの支援～を実施し、更なる子育て支援事業の充実に努めている。

令和5年度事業実施施設

「移動児童館」・・・・・・・・・・本村小、小山小

「なかよし広場事業」・・・・・・・・十小、六小、一小、小山小

「児童の居場所づくり事業」・・・野火止地区センター、小山台遺跡公園、本村小、
小山小

9-② 危機管理等の確保について

危機管理等に関しては、施設・設備の安全点検、児童・保護者に対する安全教育、児童・保護者の移動の安全確認などを定期的に行う計画を定めた安全計画や緊急時の対応等を定めた各館の危機管理マニュアルに基づき、市と連携しながら安心・安全の児童館づくりに努めている。

児童館外での活動等において、公共交通機関を利用する場合や自動車を運行する場合は、こどもの乗車・降車の際に、視認に加え、点呼等で確実に所在を確認することが求められる。

災害発生直後には、地域のこどもの心身の安全を確保するため、一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、復興に向けた時期に応じた取組が考えられ、こどもの居場所・遊び場として機能するよう努めることと、その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すことが期待される。

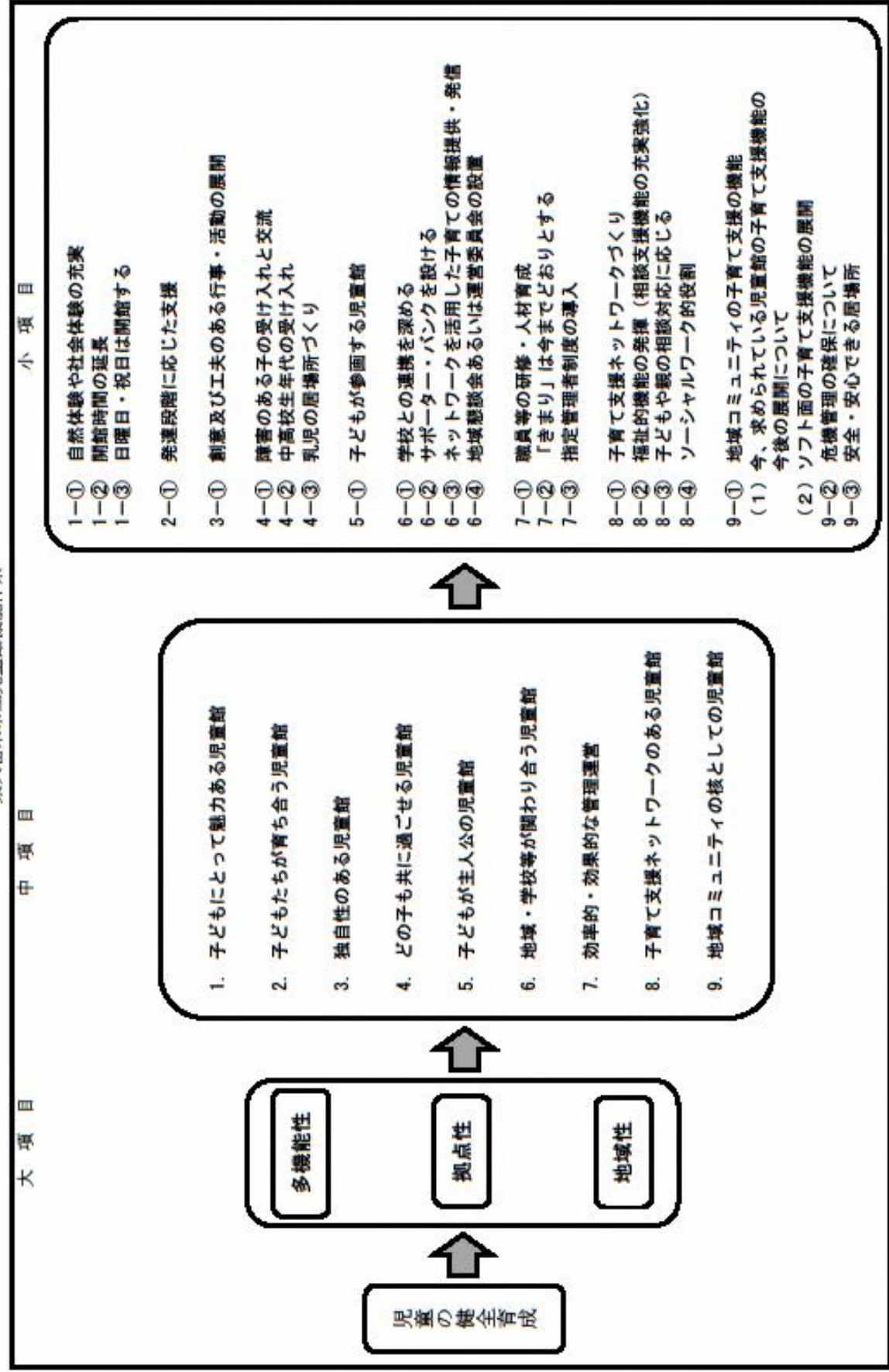
施設等の点検の報告書、訓練、研修等の実施状況を踏まえ、危機管理等の確保についてさらに推進していく必要がある。危機管理等に関しては、以下のシステムで対応している。

- ア 東久留米市立児童館業務運用書
- イ 施設の安全管理（危機管理状況について点検報告を毎月提出）
- ウ 活動の安全面（事故報告書、事故等連絡票の提出）
- エ 「環境整備の日」「防災教育の日」「交通安全・防犯教育の日」を4ヶ月に1回または、1学期に1回、年3回を目安に実施。
- オ 各館での危機管理マニュアル作成
- カ 危機管理に関する研修
- キ 普通救命講習の受講
- ク 消防避難訓練指導（3年に1回）
- ケ AEDの取扱研修
- コ 安全計画の策定
- サ 業務継続計画の策定

9-③ 安全・安心できる居場所

「安心して過ごせる安全な遊び場所」としての児童館の期待が高まっている。児童館は、利用者が安全・安心できる場所でなければならない。児童館の特徴である、多機能性・拠点性・地域性を発揮する上でも、児童館の安全・安心の確保が重要である。

職員は、①危機管理意識を常に持つこと、②利用者の安全面を第一に運営すること、③危機管理マニュアルを理解すること、④危機管理マニュアルに基づき、安全対策を講じること、⑤日常的に児童館の環境整備、整理整頓、美化を推進することなどで、安全・安心の児童館づくりに努めなければならない。



東久留米市立児童館の管理運営に関するガイドライン

発 行 東 久 留 米 市
編 集 東久留米市子ども家庭部児童青少年課
東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
電 話 0 4 2 (4 7 0) 7 7 3 5